

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月の国民年金保険料、並びに53年3月から同年5月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月
② 昭和53年3月から同年5月まで

国（厚生労働省）の記録上、申立期間は未加入期間とされているが、昭和40年4月及び53年3月から同年5月までの国民年金保険料を納税組合で納付していた。また、53年3月から同年5月までは、付加保険料も併せて納付していた。

保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計4か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻も申立期間を含むすべての国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、地区の納税組合で納付したと供述しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地区においては、納税組合により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立内容に不自然さがみられない上、申立人と同じ納税組合に所属する者は、「税や保険料の滞納があれば地域で話題になるであろうから、納税組合内で保険料などの滞納をした人はいなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立期間①及び②の直後の国民年金被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険の資格喪失年月日及び雇用保険被保険者の離職年月日のいずれとも符合しておらず、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和40年4月の国民年金保険料、並びに53年3月から同年5月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

A社に平成18年3月31日まで勤務し、同年4月1日からは、グループ企業であるB社に異動したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する平成18年分源泉徴収票、A社の在籍証明書及び同社が保管する申立人の給与明細書の控えから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成18年4月1日に、A社から同じグループ企業であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する申立人の平成18年3月分給与明細書の控えに記載されている厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って申立人の最終勤務日である平成18年3月31日として届け出たと認めており、また、事業主が資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 50 年 2 月まで
住民登録を A 市区町村にしたまま、B 市区町村の個人事業所で勤務していた。その間、実家の父親が A 市区町村で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A 市区町村に住民登録をしたまま、B 市区町村の個人事業所で勤務した。」と供述しているが、戸籍の記録によると、申立人は、申立期間のほとんどの期間（昭和 45 年 1 月 31 日から 49 年 6 月 29 日までの期間）、B 市区町村で住民登録していることが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日を国民年金被保険者資格取得日として同日ごろに国民年金に加入したことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日を被保険者資格の取得日として国民年金に加入する以前は、申立期間を含め国民年金の未加入期間が散見されるところ、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年4月まで

私は、昭和32年3月に中学校を卒業し、同校の斡旋により、同年4月から33年4月までの期間において、Aさんが経営する事業所（事業所の正式名称は不明）に勤務した。厚生年金保険料の控除については記憶に無いが、申立期間に係る厚生年金保険の加入について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A氏が経営していたとされる事業所の住所地に近い寺の住職及び申立人の同僚の供述により、申立期間当時、B市区町村（現在は、C市区町村）内に当該事業所が実在していたこと、並びに、申立人の具体的な供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所索引簿により、類似する名称の事業所を調査したところ、当該事業所に該当する事業所が見当たらず、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立事業所に勤務していたとされる同僚の妻は、「主人は、中学校を卒業し、同校の斡旋により、Aさんの事業所に就職したが、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、20歳になった時に、自分で国民年金に加入したと聞いている。」と供述している上、前述とは別の同僚は、「Aさんの事業所は、保険関係に何も加入しておらず、厚生年金保険にも加入していなかった。私は17歳（昭和31年）のころから5年から6年の間勤務したが、Aさんの事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と供述しているところ、オンライン記録を確認すると、当該同僚らはそれぞれAさんの事業所に勤務していたとする期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から42年1月1日まで

昭和38年2月1日から41年12月末日までの期間において、A社（現在は、B社）の業務に従事していた。昭和40年秋ごろに車両を購入し、自分で営業を始めたが、その後も引き続きA社から仕事を請負っており、その売上金からも控除されていたところ、当時の社長から、「これは保険だから。」と言われた記憶があることから、継続して社会保険に加入しているものと思っていた。

厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者名簿及び同僚の供述により、申立人がA社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間において雇用保険に加入しておらず、労働者名簿には、申立人の雇入年月日及び離職年月日が記載されていない上、A社の元役員、同僚等から聴取しても申立人の勤務実態を確認できる関連資料や供述を得ることができず、申立人が記憶する複数の同僚は連絡先が不明であることから、申立人のA社における正確な勤務期間が不明である。

また、申立人は、「昭和40年秋ごろに車両を購入し、自分で営業をはじめた。」と供述しているところ、A社の元役員は、「当時、申立人から、『車を買ったので何か仕事をさせてほしい。』と、たびたび依頼があったことは記憶しているが、その都度、従業員として雇用したという認識は無い。」と供述していることから判断すると、申立期間のうち、少なくとも昭和40年秋以降の期間については、申立人とA社との間に雇用関係は無かったものと推認される。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚の一人は「私の場合は、当時の社長にお願いして、特別に社会保険に加入させてもらった。」と供述している上、B社は「昭和46年度以前の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。しかし、申立期間後の47年度の賃金台帳を確認したところ、全従業員55人のうち、厚生年金保険に加入している者は18人であったことから、申立期間当時も、厚生年金保険に加入させていたのは一部の従業員のみであったと考えられる。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び複数の同僚と一緒に勤務したとする同僚4人の氏名が見当たらない上、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が15人であることが確認できる一方、複数の同僚の供述から推認できる当時の従業員数は20人から35人であったことから判断すると、当時、事業主は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、B社は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していた従業員については、労働者名簿の『厚生年金保険記号番号』欄にきちんと当該記号番号が記載されている。しかし、申立人の労働者名簿には、当該記号番号が記載されていないことからすると、申立人は臨時雇用であり、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。このことは、当時の複数の従業員からも同様の回答を得ている。」と供述している。

そのうえ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 365

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 10 月 3 日まで
② 昭和 38 年 8 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①はA事業所(後のB事業所)に、申立期間②はC事業所に勤務したが、両申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。A事業所については、D学校を卒業して就職する際に、社会保険は有るという説明を受けた。C事業所にも間違いなく勤務していた。

両申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間①以後の昭和 39 年 9 月 1 日であり、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人及び同僚の供述によると、申立期間①当時、A事業所は事業内容が適用業種であること、従業員5人以上の個人事業所であったことから、厚生年金保険の適用事業所に該当する要件を備えていたものと考えられるが、申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、「会社が社会保険に加入したのは、昭和 39 年だった。それまでは、国民健康保険及び国民年金に加入していた。会社が社会保険に加入するまでは、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が名前を挙げた複数の同僚は申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 39 年 9 月 1 日において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録から、当該同僚のうち、申立期間①当時において 20 歳未満であった者を除く同僚はいずれも、申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿によると、A事業所は昭和50年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しているほか、B事業所の役員も既に死亡及び所在不明であることから、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 2 申立期間②については、C事業所の元役員の子の供述により、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が申立期間②当時一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が、当該同僚が勤務を開始したとする日と一致していないことが確認できるところ、申立期間②の後にC事業所に入社し、社会保険関係の事務を担当した従業員は、「厚生年金保険への加入は、入社から一定期間を経過した後に行われていた。この加入基準は、申立期間②当時に社会保険関係の事務を担当していた前任者から引き継いだものである。」と供述していることから判断すると、申立期間②当時、C事業所は、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させず、一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

また、前述の元役員の子及び社会保険事務担当者は、「申立期間当時、事業主は、従業員の社会保険の加入について積極的ではあったが、加入させる前に本人に確認を取るなどしていた。従業員の中には社会保険の加入を希望しない者もあり、そうした者については加入させていなかった。」とも供述している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、C事業所は昭和63年2月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立事業所の元役員の子は「厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかったものと思われるが、申立期間当時の関連資料が無いため、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」と回答していることから、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。